

奈良市における女性職員の活躍の推進及び次世代育成支援対策に関する特定事業主行動計画の改正について

1. 趣旨

本計画は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法という。）第 19 条及び次世代育成支援対策推進法（以下、次世代法という。）第 19 条に基づき、特定事業主としての取組を定めるものです。

本市においては、それぞれの法律に基づく行動計画を一体的に策定することとし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日を策定期間とした「奈良市における女性職員の活躍の推進及び次世代育成支援対策に関する特定事業主行動計画」を策定し、現在取組みを行っているところです。

次世代法は令和 17 年 3 月 31 日まで、女性活躍推進法は令和 18 年 3 月 31 日までそれぞれ延長されたことから、次期計画策定を行う必要がありますが、本市の最上位計画である「奈良市第 5 次総合計画」との整合を図るため、計画期間を 1 年間延長することといたしました。

なお、女性活躍推進法の改正により、新たな取組事項を反映させた一部改定を行います。

2. 改定の内容

(1) 計画期間の延長

「奈良市第 5 次総合計画」の後期推進方針（令和 9 年度～令和 13 年度）と期間を合わせ、一体となって施策を推進するため、現行計画の終期を 1 年間延長します。

変更前： 令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

変更後： 令和 3 年 4 月 1 日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

（※次期計画期間：令和 9 年度 ～ 令和 13 年度）

(2) 新たな取組事項の追加（女性の健康上の特性に係る取組）

女性活躍推進法の改正に伴い、特定事業主行動計画策定指針等において「女性の健康上の特性に係る取組」が追記されたことを受け、本計画に当該取組を新たに追加します。

3. 改定の理由

(1) 総合計画との整合および一体的な推進のため

次期計画の策定にあたっては、本市の総合計画と期間を揃えることで、市政の大きな方向性と連動した効果的な人材育成・ワークライフバランス施策を展開するためです。

(2) 国の事業主行動計画策定指針改正へ適応するため

女性活躍推進法の改正により、特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令及び事業主行動計画策定指針が一部改正され、女性の健康上の特性に係る取組が追記されました。このことを受け、本市職員がより働きやすい環境を構築するため、新たな取組として本計画に追加するものです。